

佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

佐賀県議会議長 中 倉 政 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（文書の管理） 第26条 略</p> <p>（服務等） 第27条 略</p>	<p>（文書の管理） 第26条 略</p> <p><u>（人事評価）</u> <u>第27条 事務局長及び所属職員の人事評価については、佐賀県職員人事評価規程（平成29年佐賀県訓令甲第5号）の規定の例により行うものとする。</u></p> <p>（服務等） 第28条 略</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。